

令和2年6月 一部改正
令和2年8月 一部改正
令和3年7月 一部改正
令和4年4月 一部改正
令和4年10月 一部改正
令和5年6月 一部改正
令和5年9月 一部改正

指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン

令和元年7月

久慈市財政課

目 次

はじめに

- 1 指定管理者制度の導入の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2 ガイドラインの目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3 ガイドラインの取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 4 改定後のガイドラインの適用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
 - 指定管理者制度と管理委託制度の主な違い・・・・・・・・・・ P 4
 - 指定管理者制度を導入する場合の基本的な流れ・・・・・・・・ P 4
 - 指定管理者指定の事務処理フロー・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

I 指定管理者制度の概要

- 1 公の施設とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 2 指定管理者制度の対象となる施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 3 管理の主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- 4 指定管理者の権限・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

II 指定管理者制度の導入

- 1 指定管理者制度の導入の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - (1) 新規導入する施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - (2) 既に導入している施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 2 条例の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - (1) 条例の制定・改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - (2) 条例で規定する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 3 利用料金制の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
 - (1) 利用料金制とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
 - (2) 利用料金制の導入判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
 - (3) 利用料金制の導入手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
 - (4) 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
 - (5) 使用料の徴収事務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 4 指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
 - (1) 指定管理料の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
 - (2) 指定管理料の精算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
 - (3) 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

III 指定管理者の選定

- 1 募集にあたっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
 - (1) 公募・非公募の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
 - (2) 募集及び指定の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
 - (3) 指定の期間の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12
- 2 募集の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
 - (1) 募集の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
 - (2) 募集の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
 - (3) 現場説明会の実施と質問への応答・・・・・・・・・・・・・・・・ P 13
- 3 申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
 - (1) 申請の資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
 - (2) 提出する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- 4 選定に関する手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
 - (1) 審査の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
 - (2) 審査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16

- (3) 選考の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
 - 指定管理者選定評価表・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
- (4) 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
- (5) 指定管理者選定審査会・・・・・・・・・・・・・・・・ P18
- (6) 選定結果の公表と情報公開・・・・・・・・・・・・ P18
- (7) 議会の議決による指定・・・・・・・・・・・・・・ P18
- (8) 債務負担行為の設定・・・・・・・・・・・・・・ P19

IV 議決後の手続き

- 1 指定の通知及び告示・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
- 2 指定管理者候補者との協定の締結・・・・・・・・ P20
- 3 再委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20

V モニタリング

- 1 市によるモニタリング・・・・・・・・・・・・・・ P21
 - (1) 定期モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・ P21
 - (2) 随時モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・ P21
- 2 指定管理者によるモニタリング・・・・・・・・ P21
 - (1) 事業報告書の提出・・・・・・・・・・・・・・ P21
 - (2) 利用者満足度調査の実施・・・・・・・・・・・・ P21

VI 指定の取消し等

- 1 指定の取消し及び業務停止の具体的事例・・・・ P22
- 2 指定の取消し等に係る対応・・・・・・・・・・・・ P22
- 3 指定期間の変更の手続き・・・・・・・・・・・・ P22
- 4 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P22

VII その他

- 1 準備業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23
- 2 自主事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23
- 別表（Ⅱ-4 関係）・・・・・・・・・・・・・・ P24
- 主な関係法令・通知等・・・・・・・・・・・・ P25

はじめに

1 指定管理者制度の導入の経緯

平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、同年9月の施行により、公の施設の管理運営については、従来の管理委託制度から、指定管理者制度に移行しました。

このことにより、同日以降の公の施設の管理運営については、指定管理者制度によることとされ、従来の管理委託制度は取ることはできなくなりました。

市では、指定管理者制度の創設に伴い、市の公の施設の管理方法について、「民間事業者のノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の節減ができるか」という視点に基づき、全般を見直したところであり、その結果、公の施設の存廃アクションプランにおいて、指定管理者制度を導入する施設を52施設とし、移行日を平成18年4月1日としたところです。

2 ガイドラインの目的

平成17年2月、公の施設の指定管理者の適正、効果的、効率的な指定を行うため、各施設の共通事項についての事務の進め方を示す「指定管理者制度ガイドライン」を策定したところであり、このガイドラインに沿って、施設所管課において施設の特殊性を加味した上で、指定管理者の指定事務を行ってきたところです。

市に制度を導入してから13年が経過した今、住民サービスの向上を目指しながら、また、各施設の特殊性を加味しながら指定管理者制度事務を進めてきた結果、指定管理者制度事務の共通事項として、新たにガイドラインに定めるべき事項が生じてきたところがあります。

そのため、今後も継続して、より適正でかつ円滑に指定管理者制度を運営していくことを目的として、「指定管理者制度ガイドライン」を見直し、「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」として改定しました。

このガイドラインは、指定管理者制度の導入及び運用にあたり想定される一般的、共通的な事務処理事項を、手続きの流れに沿って示したものです。

設置目的や管理運営形態に大きな差のある全施設にそのまま適用できるものではありませんが、このガイドラインを事務標準とし、適正な運用を図っていただくようお願いします。

また、各施設所管課は、施設の設置者としての責任を果たす立場から、管理状況等を十分に確認し、指定管理者に対して適切な指導等を行うようお願いします。

3 ガイドラインの取扱いについて

このガイドラインは、市において導入・運用する指定管理者制度の共通的な事務処理事項を示しています。

しかし、指定管理者においては、日々指定管理業務を実施する中で、利用者のニーズや、また、社会情勢の変化に対応することが求められ、現行のガイドラインに基づいた事務処理では、効果的、効率的なサービスを提供できないことも考えられます。

そのため、指定管理者制度所管課(財政課)において、毎年度施設所管課から業務実態ヒアリングを実施し、その内容を踏まえ、定期的にガイドラインの見直し(改定)を図っていきます。

また、ガイドラインは市ホームページにて公表します。

4 改定後のガイドラインの適用について

改定後のガイドラインの適用については、改定日(決裁日)以降に指定管理者制度を導入する公の施設から適用します。

なお、改定日以前に、既に指定管理者制度を導入している公の施設については、基本的には、次期指定管理者の選定時から改定後のガイドラインを適用するものとしませんが、現指定管理者選定時の募集要項や協定の内容と抵触しない範囲で、指定管理者との協議において当該協議後に適用可能な事項がある場合は、両者で合意の上、改定後のガイドラインの内容を適用することは可能とします。

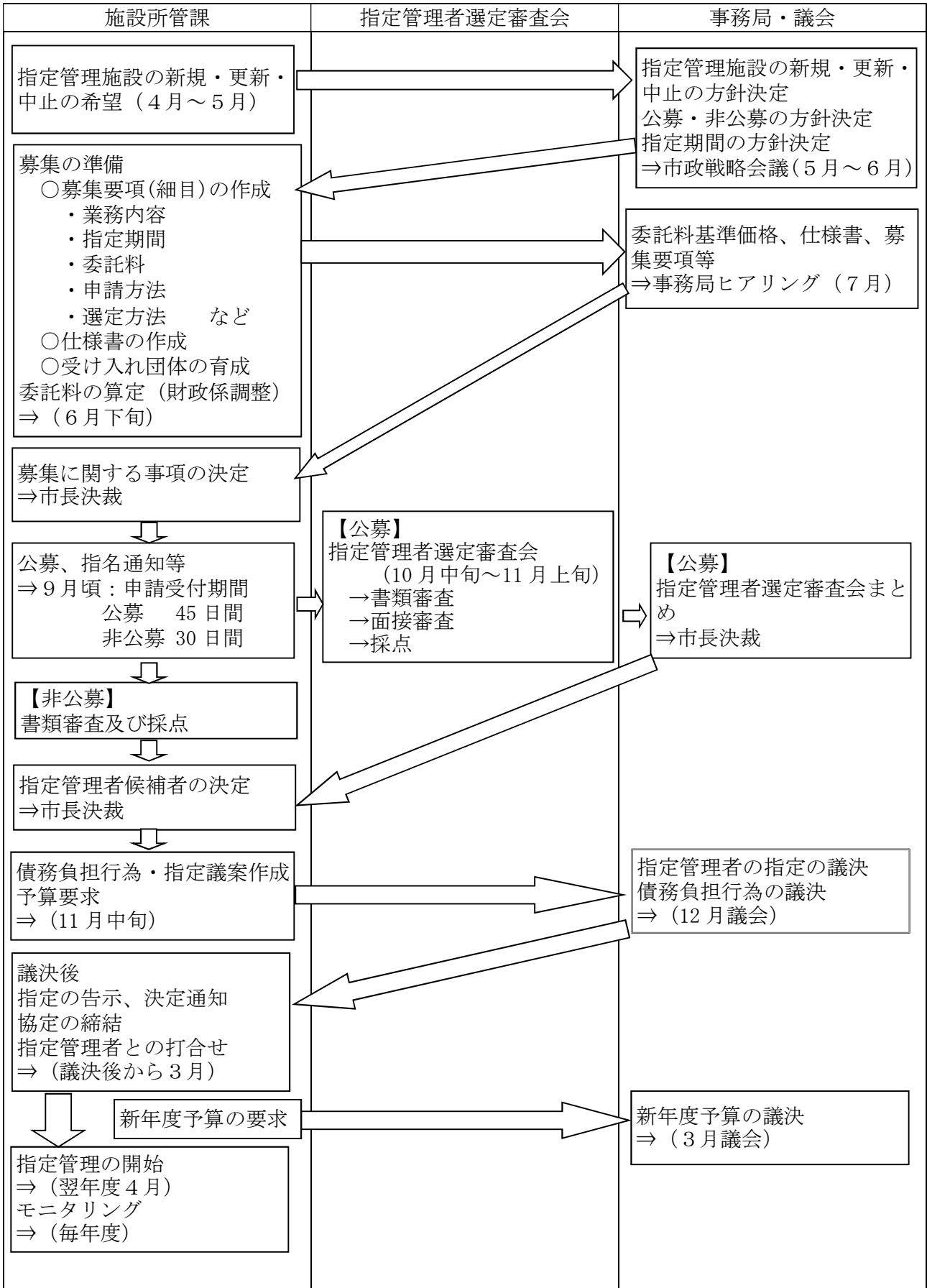
■指定管理者制度と管理委託制度の主な違い

項目	指定管理者制度	管理委託制度	業務委託(参考)
管理主体	法人その他の団体 (法人格は必要ないが 個人は不可)	公共団体(地方公共団体、 独立行政法人等)、公共的 団体(農協、生協、自治会 等)、政令で定める出資法 人(1/2以上出資等)に限定	限定なし(議員・首長の 兼業禁止：法第92条の 2、第142条)
地方公共団 体との法的 な関係	「管理の代行」 指定(行政処分)により 公の施設の管理権限を 指定を受けたものに委 任(包括的)する	「公法上の契約」 条例を根拠として締結さ れる契約に基づく、具 体的な管理の事務又は業 務の執行の委託	「私法上の契約」 契約に基づく個別の事務 又は業務の執行の委託
施設の管理 権限	地方公共団体又は指定 管理者	地方公共団体	地方公共団体
使用許可	指定管理者はできる	受託者はできない	受託者はできない
利用条件の 設定	指定管理者はできない	受託者はできない	受託者はできない
目的外使用 許可等	地方公共団体		
利用料金制	採用できる	採用できる	採用できない
使用料の強 制徴収	指定管理者はできない	受託者はできない	受託者はできない

■指定管理者制度を導入する場合の基本的な流れ

手続の流れ	具体的な手続
制度導入の検討	・指定管理者制度の導入について、施設ごとに検討。
設置条例の整備	・条例の制定、改正について、議会への上程
公募	・募集要項作成、公表、配布 ・説明会の開催 ・応募申請書類の受付
選定	【公募】 ・施設所管課による書類審査 ・指定管理者選定審査会による書類審査、面接審査及び採点 【非公募】 ・施設所管課による書類審査及び採点 【共通事項】 ・市長決裁
指定の議決	・指定管理者、指定期間等について、議会への上程
債務負担行為の議決	・債務負担行為について、議会への上程
協定締結	・指定通知 ・告示 ・協定締結
モニタリング	【市側】 ・指定管理者からの報告内容の確認 ・必要に応じて業務改善勧告 ・随時、業務執行状況の確認 【指定管理者側】 ・定期的に事業報告を提出 ・利用者満足度調査を実施

■指定管理者指定の事務処理フロー



I 指定管理者制度の概要

1 公の施設とは

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設をいいます。（地方自治法(以下「法」という。)第244条第1項)

当市では、文化会館や集会施設、体育館、都市公園、デイサービスセンター、小・中学校、道路等が公の施設にあたります。

なお、庁舎など、住民の利用に供することを目的としない施設は「公の施設」ではありません。

また、「公の施設」は、「正当な理由がない限り、住民の利用を拒むことはできない」（法第244条第2項）、「住民の利用につき、不当な差別的取り扱いはできない」（法第244条第3項）と規定されています。

2 指定管理者制度の対象となる施設

「公の施設」（法第244条第1項）が、指定管理者制度の導入対象施設となります。

なお、「公の施設」のうち、道路法、河川法、学校教育法など、個別の法律の規定により管理主体が限定されている施設については、制度の対象外となります。

また、関係省庁の通知により、個別法の制約のない範囲で管理運営が可能とされている場合があります。

3 管理の主体

公の施設の管理主体は、市の直接管理(直営)、又は指定管理者による管理のいずれかによることとされています。（法第244条の2第3項）

なお、指定管理者は「法人その他の団体」であり、個人は対象となりません。また、指定管理者に法人格は必ずしも必要とされていません。

4 指定管理者の権限

これまで、行政処分として市が行ってきた公の施設の使用許可権限については、指定管理者制度のもとでは、効果的、効率的な施設運営を実現するため、条例に定めることにより、使用許可を指定管理者に行わせることが可能となりました。

ただし、法令により市長のみが行うことができる権限とされている以下の権限等は、指定管理者に行わせることはできません。

- ①使用料の強制徴収（法第231条の3）
- ②審査請求に対する決定（法第244条の4）
- ③行政財産の目的外使用許可（法第238条の4）

Ⅱ 指定管理者制度の導入

1 指定管理者制度の導入の検討

(1) 新規導入する施設

指定管理者制度は、住民サービスの向上及び経費の節減等を図ることを目的としており、そのため、指定管理者制度を導入して施設運営をするか否かについては、指定管理者制度の趣旨を勘案し、また、以下の視点による検討等を総合的に判断し決定するものです。

① 公的関与の必要性の検討

公の施設としての設置意義、民間施設との競合 等

② 直営の妥当性の検討

指定管理者に委ねることへの制約、行政の関与の必要性 等

③ 効果的・効率的な管理運営方法の検討

公の施設の設置目的を効果的に達成するための必要性、サービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用への期待 等

(2) 既に導入している施設

既に指定管理者制度を導入している施設においても、指定管理者による管理運営の成果等について検証を行う必要があります。

そのため、これらの施設についても、施設の設置目的や提供されるサービスや経費について再度検討し、現在の指定期間の終了後における管理運営形態を検討することとします。

なお、検証の上、特段の理由がない限り、原則として指定管理者制度を継続させることとします。

2 条例の整備

(1) 条例の制定・改正

指定管理者により公の施設の管理を行うには、条例によらなければならず(法第244条の2第3項)、また条例において、指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされています。(法第244条の2第4項)

市条例では、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年久慈市条例第54号。以下「手続条例」という。)と、個別の公の施設の条例(以下「個別条例」という。)の分離型の条例体系とします。

なお、指定管理者制度を導入する場合、個別条例において「(施設の名称)の管理は、～指定管理者に行わせる。」としていますが、事情により指定管理者に行わせない場合は、公の施設の設置者である市が管理を行うものです。

(2) 条例で規定する事項

法第244条の2第4項の規定により、条例に規定すべき事項はおおむね次のとおりです。

規定事項	手続条例	個別条例
①指定の手続	○	
②管理の基準		○
③業務の範囲		○
④その他必要な事項	○	○

①指定の手続

申請の方法や選定基準等を定めます。

市においては、手続条例において定めています。

②管理の基準

住民が当該施設を利用するにあたっての基本的な条件(休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件、使用料・利用料金等)のほか、管理を通じて取得した個人情報の取扱い、関係法の遵守等、施設の適正な管理の観点から必要不可欠の基本的事項を定めます。

具体的な管理の基準項目は、次のとおりとします。

管理の基準項目	具体的な内容
指定管理者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等の規定を遵守すること。 ・施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。 ・環境に配慮した施設の維持管理を行うこと。
基本的な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・休館日、開館時間、利用許可の基準、利用制限の要件等
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が管理を通じて取得した個人情報の取扱い等
その他、公の施設の指定管理者による適正な管理の確保の観点から必要不可欠と考えられる業務運営の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の公平性を保つこと。 ・適正な使用料、利用料金の徴収に努めること。 ・適正な利用料金の設定、減免を実施すること。 ・必要に応じた市への協議・報告を行うこと。

なお、管理の基準については、指定管理者に広範な裁量の余地を残すような定め方は、法の趣旨からして適当ではありません。

また、細目にわたる事項については、条例により長等の規則に委任することは差し支えありません。

③業務の範囲

指定管理者が行う、施設の維持管理等業務の具体的な範囲を、各施設の目的や性質等に応じて規定します。

具体的には、次の事項について規定します。

- ・施設の運営管理
- ・使用の許可
- ・事業の実施
- ・利用料金制の導入
- ・その他特に必要な事項

なお、詳細については、募集要項及び協定書にも盛り込むものとします。

④その他必要な事項

3 利用料金制の検討

(1) 利用料金制とは

施設の使用料は、条例で規定することにより、指定管理者の収入(利用料金)として収受させることができ(法第244条の2第8項及び第9項)、その仕組みを利用料金制といいます。

(2) 利用料金制の導入判断

一般的に、指定管理者が施設の管理を行うために必要な経費は、以下の3つのうちいずれかの方法で賄われます。

- ①全て利用料金で賄う。
- ②全て指定管理料で賄う。
- ③一部を利用料金で、残りを指定管理料で賄う。

市におきましては、指定管理者の経営努力を発揮しやすくすること、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図れること等、利用料金制の効果があるものについては、利用料金制を導入することとします。

ただし、利用料金制を採用するかどうかは、一般的には施設の性格、設置の趣旨から見て収支採算が合い償うような運営をするのに適した施設が考えられ、具体的には、利用者の増減が指定管理者による運営努力と相関関係があるか等が判断基準になります。

(3) 利用料金制の導入手続き

まず、料金設定にかかり、公益上の必要性の有無を検討します。

①公益上の必要がある場合

政策的にある程度低廉な料金を定めることとする場合は、市が自ら利用料金を定めます。

②公益上の必要がない場合

指定管理者は、条例に定められている利用料金の範囲内で利用料金を設定し、市の承認を受けて定めることとなります。

なお、承認の基準については地方自治法上特段の規定はありませんが、利用料金に係る条例の規定等に基づき判断することになります。

ただし、承認料金制は、利用料金決定にある程度指定管理者の主体性を認めようとするものであり、例えば指定管理者が管理のレベルを高くして、もって住民福祉の向上に努めるため利用料金も高めに設定する場合も考えられますが、条例の規定等に反しない限り、原則として承認を与えるべきものであります。

また、市の承認に基づき、指定管理者において利用料金の決定を行った場合、利用料金について住民に周知するため、指定管理者に公表等の周知措置をとらせます。

(4) 留意事項

利用料金収入を自らの収入とすることができる指定管理者が、その経営努力を発揮して当初予想されていたよりも多くの利益を挙げるケースも考えられますが、このような自己努力による利益は原則として吸い上げないような取扱いとします。

ただし、その利益が指定管理者の管理業務と経理の状況から客観的に見てあまりに過大であると認められるような場合には、施設設置者である地方公共団体と指定管理者との協議により、住民サービスの改善のための新たな投資を行う等の措置を講ずることとします。

なお、指定管理者が支出した管理費と指定管理者が利用料金として収受した利用料金との差額を委託費として指定管理者に対して支払うような単なる不足払い方式を採ることはできません。

(5) 使用料の徴収事務委託

利用料金制を採用しない場合は、法第225条の「使用料」として市が徴収し、市の歳入となります。

この場合、使用料の徴収事務を指定管理者の業務として定め、指定管理者に行わせることもできます（法施行令第158条第1項）。

使用料の徴収又は収納事務の委託には告示が必要です。

また、指定管理者に徴収事務委託をした旨の証を交付し、利用者が見やすい場所に表示する必要があります。

4 指定管理料

指定管理者への委託費(指定管理料)は、基本的には指定管理者の選定の際、相手方の申請した金額となりますが、選定の際の基準とするため、あらかじめ基準価格として算定を行います。

(1) 指定管理料の算定

指定管理料の算定根拠は、次のとおりとします。

なおこの場合において、単なる実収支額を根拠とする算定は行わないこととします。

また、指定管理料の算定(委託料の上限額の決定)にあたっては、仕様書の内容と併せて、事前に財政課のヒアリングを受けてください。

項目	算定式	備考
人件費 1 基本給	管理者、監督者、事務、軽作業（清掃、草刈等）、特殊資格者	1 想定される相手方の実支給額ではなく、別表に記載している単価を使用すること。 2 それぞれの工数は、端数がついてもよいこと。
人件費 2 手当	手当は、原則として算定しないこと。	手当の例：期末・勤勉手当、管理職手当、超過勤務手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、寒冷地手当
人件費 3 福利厚生費	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、介護保険、子ども子育て拠出金	1 工数×平均単価 2 積算しないもの 退職積立金
事務費	消耗品等	備品は、原則として市が購入する。
光熱水費	実績により算定	
一般管理費	指定管理者の業務の内容等あるいは金額に応じ、割合を定めること。	
消費税等	上記の合計(税抜)額×消費税率(%)	消費税及び地方消費税

(2) 指定管理料の精算

指定管理料の精算の方法については、具体的に指定管理者と協議の上定めることができます。

ただし、指定管理者制度の趣旨として、指定管理者が公の施設の自主的な運営を行うことを意図しており、経営努力により生じた利益については指定管理者の収益とするのが望ましいと考えます。

また逆に、赤字になった場合は、その指定管理者が責を負うこととなり、それは指定管理者と結ぶ協定内容によります。

(3) 留意事項

利用料金制を導入するときは、積算した指定管理料から利用料金分を減じてください。

また、指定管理者への委託費の支払いについては、その性質から前金払（法施行令第163条第2号）等ができるものであり、指定と同時に支払われているのが通常であると思いますが、この場合において、委託費の年額を一括して前金払するのは適当ではありません。

その他、下記のような予期せぬ事態が生じた場合、そのトラブルの原因に応じて負担割合を市と指定管理者が協議して定める必要があります。

- ① 什器、備品、設備の故障、補修等に係る経費の負担とそれに伴う休業補償
- ② 天災、火災等による建物被害あるいは災害避難場所指定による休場での休業補償
- ③ 行政設置の既存の受付システム等が原因による個人情報流出の責任と補償
- ④ 施設の警備設備の不備によって発生した盗難等による指定管理者の損害
- ⑤ 指定管理者の責めに帰さない理不尽な風評等により損害が発生した場合
- ⑥ 指定管理者を受けた民間事業者が倒産した場合のバックアップ方法や損害補償

Ⅲ 指定管理者の選定

1 募集にあたっての基本的な考え方

(1) 公募・非公募の決定

募集の方法について、「指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいが、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと」（平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」第2.2.(1)①、平成19年1月31日総行第15号総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」2、平成22年12月28日総行第38号総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」4）とされています。

市におきましては、指定管理者の選定にあたっては、原則、公募としますが、例外として、次に掲げる場合は、公募によらない（非公募）ことができるものとします。

ただし、新たに指定管理者制度を導入するにあたり非公募で選定する場合や、公募から非公募に変更する場合など、必要に応じて、議会に説明を行うものとします。

なお、公募・非公募については、市政戦略会議においてその方針を決定するものです。

- ① 地域住民で組織する団体が管理運営することで、地域の主体的な活動の促進が期待できる地域密着型施設である場合
- ② 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合
- ③ 施設の設置目的や性格、他施設との一体的な管理等を総合的に勘案し、特定の団体を指定管理者に指定することが適切と認められる場合
- ④ PFI事業者を指定管理者として選定する場合。
- ⑤ 公募により指定管理者の選定を行った後に、そのものの辞退、取消し等があった場合、基準点以上の次順位のものを選定する場合。
- ⑥ 施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合。

(2) 募集及び指定の単位

指定管理者の募集及び指定は、施設を単位として行うことを原則とします。

ただし、同種の施設(同一の条例を根拠として設置される施設、又は設置条例の異なる複数の施設で、市の施策上同一の目的を有する施設)及び複合施設(設置条例の異なる複数の施設で、同一又は隣接の敷地又は建物内に設置される施設)で、サービスの向上、経費の節減、あるいは、施設の相互の連携による一体的な施設の管理運営が、効果的・効率的であると認められる場合においては、一の指定管理者による複数の施設の一体的な管理運営もできることとします。

(3) 指定の期間の決定

指定管理者の指定は期間を定めて行うものとします。(法第244条の2第5項)

指定管理者の指定に期間を定めるのは、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため(平成22年12月28日総行第38号総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」3)であります。この期間については法令上具体の定めはありません。

市においては、公の施設の適切かつ安定的な運営及び指定管理者における安定した雇用の確保など継続的な運営を勘案し、新規で指定管理者制度を導入する施設、及び新規指定管理者については3年を基本とし、また、既に指定管理者制度を導入しており、期間を更新する施設については5年を基本とします。

なお、指定期間の例外として施設や事業等の特性により、相応の理由がある場合は、その理由による適正な期間とすることができるものとし、具体的には以下のとおりです。

- ① 既に指定管理者制度を導入している他施設と同一の指定管理者による一体的な施設の管理運営が効果的・効率的であると認められる施設
- ② PFI事業の枠組みの中で施設の運営者が決まる場合

- ③ 年度途中から指定管理者制度を導入した場合
- ④ 施設の廃止や改修など、個別な事情を有する場合
 - ④の場合、あらかじめ必要な期間を設定しておくことが望ましいが、施設の廃止や改修などの検討状況次第では下記条件を全て満たす場合に限り、指定期間中に当該指定期間の変更を行うことができることとします。
 - ア 対象施設の指定管理者の管理運営が適切かつ安定的な運営状況であること。
 - イ 次期の協定条件について、市と指定管理者の双方が合意できること。
 - ウ その他募集要項で示した条件を満たしていること。
 - エ 改めて市議会の議決が得られること。

2 募集の手続き

(1) 募集の期間

応募をしようとする団体が、施設の設置目的を十分に理解し、それに基づいて優れた水準の提案を準備できるよう、募集期間は、公募は45日間以上、非公募は30日間以上とすることとします。

(2) 募集の方法

公募は告示の他、広報くじ及び市ホームページへの掲載にて募集するものとします。募集に際して提供する情報は次の内容を基本とします。また公募の際は、次のほかに、人件費を除く施設の管理経費(電気代、水道料等)として前年度決算額を個別に情報公開することとします。

施設の名称
施設の規模
施設の内容
開館時間
休館日
指定管理者が行う業務の範囲
指定期間
法令等の規定
応募資格
応募窓口
事業計画書様式
説明会の有無
応募方法
選考方法
利用料金制の有無
事業所税の有無

なお、公募の方法において応募者が1者のみであった場合でも、採点の結果基準点に満たない場合は指定管理者候補者として選定できません。

そのため、あらかじめ募集要項で「応募者が1者のみの場合でも、最低基準に満たない場合には選定されず、再度公募を行う」などと記載しておきます。

(3) 現場説明会の実施と質問への応答

必要に応じて、現場説明会を実施します。

現場説明会で質疑応答を行うことに問題はありますが、公募の条件等、応募を考えている事業者に対して公平に周知すべき質問は、改めて書面にて質問を受け、市ホームページ等を通じて回答してください。

3 申請の手続き

(1) 申請の資格

- ① 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営することができる法人その他の団体であること。
- ② 次のいずれかに該当する団体は、応募することができないこと。
 - ア 法施行令第167条の4の規定に該当するもの
 - イ 市から指名停止処分を受けているもの
 - ウ 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの
 - エ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している法人
 - オ 申請団体の役員に次のいずれかに該当するものが含まれているもの
 - (1) 破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのもの
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員
 - カ 市から指定取り消し処分を受けたもので、処分から2年を経過していないもの
- ③ 複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。(他の団体は、当該グループの構成団体として扱います。)。
なお、単独で応募した団体は、グループ応募の構成員となることはできない。
また、複数のグループにおいて同時に構成員となることはできない。
- ④ 応募条件として、公の施設の性格により特に必要があると認めるときは、例えば次のような規定を入れることが可能である。
 - ア 市内にその活動の拠点となる事業所又は事務所を有する法人若しくは団体
 - イ 本市内に事務所を有し、団体の構成員の半数以上が本市の住民であること。
 - ウ 市内に住所を有するものを雇用すること。

(2) 提出する書類

次の書類を直接又は郵送により提出してください。

様式の名称	留意事項
指定申請書 (添付書類)	
指定管理者に関する事業計画書	
指定管理者に関する収支予算書	
定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類	
法人にあつては、法人の登記簿謄本	
申請団体の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業実績書	申請する年度のもの
公の施設管理運営費提案書	
職員配置計画	
受託事業実績概要書	過去5年
設立趣旨、事業内容のパンフレット	団体の概要が分かるもの
貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類似するもの	過去3年分
構成団体を記載した書類	グループ応募の場合に限る。
その他市長が必要と認めるもの	市税、法人税、消費税等を滞納していない旨を証する書類

4 選定に関する手続き

(1) 審査の内容

①審査の基準

手続条例第3条に掲げるものです。

②審査事項

審査の基準と照らし合わせるため、以下の事項について審査します。

ア 基本的事項(4項目)…運営管理にあたっての総合的な取組方針等について

- (1) 事業計画の内容が、業務内容を理解し、かつ適切なものとなっているか。
- (2) 事業計画の内容が、具体的、現実的であり、かつ創意工夫や積極性がみられるか。
- (3) 市民の平等な利用が確保できるか。
- (4) 施設管理にふさわしい運営方針等を持っているか。

イ 効率的な施設の管理運営について(6項目)…安定した運営管理を行う能力等について

- (1) 指定管理等収支予算が適正か。
- (2) 人的配置計画は適正か。
- (3) 管理運営経費節減のための工夫はされた内容であるか。
- (4) 公の施設の管理業務について、継続して適正に管理運営できる体制となっているか。
- (5) 利用を促進させるための取り組みが適正であるか。
- (6) 事業計画の内容で、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるか。

ウ 施設の維持管理について(3項目)…緊急時の対応、施設の安全性の確保について

- (1) 施設を効率的に維持管理するための工夫がなされているか。
- (2) 災害や事故防止等への取り組み及び緊急時の対応が適正であるか。
- (3) 施設の安全性、快適性、清潔性が確保されるものであるか。

エ 利用者のサービス向上について(3項目)…施設の管理運営に関する提案等について

- (1) 利用者に向けた新たなサービスの提供を考えているか。
- (2) 十分なサービスが提供できる職員体制となっているか。
- (3) 利用者の意見、要望等を把握し、それを運営に反映させる工夫がなされているか。

オ その他(4項目)…既存事業の実績、地域貢献等について

- (1) 既存事業の経営基盤が安定しているか。また、良好な事業実績を有しているか。
- (2) 地元雇用や地産地消、無償奉仕活動など地域への貢献は見込まれるか。
- (3) 市民との協働など、地域との連携が図られているか。
- (4) 個人情報保護について、適正な措置が講じられているか。

(2) 審査の方法

審査の方法は、以下のとおりとします。

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者の決定は、市長決裁によります。

①公募の場合

ア 審査の方法

【書類審査】及び【面接審査】を行います。

イ 詳細内容

- ・ まず、施設所管課において応募資格を含めた【書類審査】を行います。
- ・ その後、指定管理者選定審査会による【書類審査】及び【面接審査】を行います。
- ・ 指定管理者選定審査会では、【書類審査】及び【面接審査】の後、その結果をもって採点の上、指定管理者候補者を選定します。
- ・ なお、応募が一者であっても同様の審査を行い、採点の結果基準点に満たない場合は指定管理者候補者として選定はできません。

②非公募の場合

ア 審査の方法

【書類審査】のみを行います。

イ 詳細内容

施設所管課において、応募資格を含めた【書類審査】を行い、その結果をもって採点の上、指定管理者候補者としての妥当性を審査します。

(3) 選考の方法

指定管理者選定評価表に基づき採点を行い、点数に基づいた選考を行うものです。

なお、100点評価で、65点以上を妥当と判定することとし、各項目において、過半数以上の委員が「劣る」と評価した場合には、指定管理者にふさわしくないものとして判断し、失格とするものとします。

また、市が設定した委託費上限額(基準額)を超えて提案したものは、審査の対象としません。

■指定管理者選定評価表

指定管理者選定評価表			
施設名 : _____			
応募者名 : _____			
審査者 : 委員○			
大項目	評価項目	評価点数	
1	基本的事項 (配点 20 点)	① 事業計画が業務内容を理解し適切か。	
		② 事業計画が具体的で創意工夫等があるか。	
		③ 市民の平等な利用が確保できるか。	
		④ 施設管理にふさわしい運営方針等を持っているか。	
2	効率的な施設の管理運営について (配点 30 点)	① 指定管理等収支予算が適正であるか。	(※2)
		② 人的配置計画は適正であるか。	
		③ 管理運営経費節減のための工夫。	
		④ 施設を適正に管理運営ができる体制か。	
		⑤ 利用を促進させるための取組みが適正か。	
		⑥ 施設の設置目的を効果的に達成できるか。	
3	施設の維持管理について (配点 15 点)	① 施設を効率的に維持管理するための工夫。	
		② 災害等緊急時の対応は適正か。	
		③ 施設の安全性・快適性・清潔性の確保。	
4	利用者のサービス向上について (配点 15 点)	① 利用者に向けた新たなサービスの提供。	
		② 十分なサービスが提供できる職員体制か。	
		③ 利用者の意見・要望等を運営に反映させる工夫。	
5	その他 (配点 20 点)	① 既存事業の経営基盤が安定等。	
		② 地域への貢献は見込まれるか。	
		③ 市民との協働など地域との連携が図られるか。	
		④ 個人情報保護についての措置。	
		評価点数合計	

【評価方法】

(※1) 項目ごとに5段階評価を行い、「特に優れている」を5点、「優れている」を4点、「普通である」を3点、「やや劣る」を2点、「劣る」を1点として評価すること。

(※2) ただし、2①は上限額と比較し、「15%以上の削減」を5点、「10%以上15%未満の削減」を4点、「5%以上10%未満の削減」を3点、「3%以上5%未満の削減」を2点、「同額以上3%未満の削減」を1点とする。

(4) 留意事項

審査に際しては、以下に留意願います。

- ① 選考に際しては、第2順位以下も選定しておくこととします。(第1順位のもの、決定後に失格、議会の否決、協定の締結において不備が生じたとき、指定が取り消されたときには、基準点以上の次順位のものとの交渉を行うため。)
- ② 公の施設の効率的な管理、特に利用者のサービス向上が重要であり、提示された委託費が少ないことをもって選定するものではないこと。(平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」2)
- ③ 審査を公平に行うため、審査員や行政職員、審査に関わるものとの接触の禁止、団体構成の変更の禁止、提出書類の返却や内容変更の禁止、著作権、書式や費用負担等を事前に明確にしておくこと。

(5) 指定管理者選定審査会

指定管理者の選定において、基本的には公の施設の所管課が選定することになりますが、市全体としての総合的判断に資するため、公募の方法における指定管理者の候補者選定を行う機関として「指定管理者選定審査会」（以下「審査会」という。）を設置しています。ただし、公募の結果、応募が一者かつ、その応募者が前回指定管理者の場合の審査方法は非公募の場合によるものとします。

① 審査会の所掌事項

公募した施設における、申請者の審査及び指定管理者候補者の選定に関すること。

② 審査会の委員

庁内委員3名及び外部委員3名の計6名で構成します。

庁内委員は、総務部長、総合政策部長、審査対象施設所管部長とします。

ただし、審査対象施設が総務部又は総合政策部所管の場合は、生活福祉部長を充てることとします。

また、外部委員は、税理士(会計監査の観点)、弁護士、司法書士(法令順守の観点)、中小企業診断士(団体経営・運営の観点)、社会保険労務士(労働条件管理の観点)等から2名、及び識者、利用者等から1名とします。

なお、税理士等からの外部委員2名については財政課で選任します。(任期2年)

識者、利用者等からの外部委員1名については施設所管課において選任してください。

③ 審査会における審査の方法

基本的には、同日に書類審査と面接審査を行います。

書類審査時においては、施設所管課から施設の概要、指定管理業務内容、指定管理料の設定、これまでの利用実績などの説明を行った上、審査事項に照らして審査します。

面接審査時においては、申請者からプロポーザルを受け、その後質疑を行い、申請内容の確認を行います。

全ての審査が終了した後、指定管理者選定評価表により採点の上、指定管理者候補者の選定(順位付け)を行います。

(6) 選定結果の公表と情報公開

選定を終えた後、選定結果を公表してください。

公表対象である選定結果は、提案の概要、選定の経緯、選定結果、講評等とします。

なお、選定結果においては、総合得点だけでなく大項目の評点数を公開してください。

ただし、「提案書」を公開する場合は、知的財産保護のため、「概要」だけに留め、かつ事業者への了解を経ることとします。

また、応募団体名は、第1順位のもの以外は公開しないものとします。

公表内容については、指定管理者の募集終了後も、次回の選定に向けた応募団体の準備等に資するため、募集要項、業務仕様書、選定結果、講評等を、指定期間中、継続的に公表してください。

(7) 議会の議決による指定

指定管理者の指定は、議会の議決を経て行います。(法第244条の2第6項)

議決事項は、①公の施設の名称、②指定管理者となる団体の名称、③指定の期間です。(平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」第2.1.(3))

そのため、議会に提案する際は、指定管理者候補者の第1順位のことを相手方として提案してください。

選定委員会で指定管理者候補者として選定された団体が、議決の結果、指定管理者に指定されないことも想定されます。

その場合、基準点以上の次順位の団体を再度議会に諮ることとします。

(8) 債務負担行為の設定

指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定する必要があります。(平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知「指定管理者制度の運用について」8)

債務負担行為は、財政課において予算議案の一つとして提案するので、施設所管課は債務負担行為に関する調書を財政課に提出してください。

IV 議決後の手続き

1 指定の通知及び告示

議会の議決後、相手方に指定の通知(指令)するほか、告示及び市ホームページで公表してください。

告示及び市ホームページでの公表内容は、指定管理者団体名、施設名、指定期間です。

2 指定管理者候補者との協定の締結

指定の告示後、協定を締結します。

指定管理者が管理の指定を受けること自体は、条例に基づく「指定」という行為によって生じるものなので、別に「契約」を結ぶ必要はありません。

しかし、管理の基準や業務の範囲など条例で定める事項のほか、事業報告書の提出期限、施設内の物品の所有権の帰属等の管理業務の実施に当たっての詳細な事項については、両者による協議で定めることが必要となりますので、別途「協定書」を締結することになります。

指定管理者との協定書については、特に法律上の規定がありませんが、以下の内容を盛り込むこととします。

- ① 期間
- ② 金額
- ③ 業務の範囲
- ④ 管理の基準
- ⑤ 施設内の物品の所有権の帰属等の管理業務の実施にあたっての詳細は事項
- ⑥ 施設の使用許可に関する基準
- ⑦ 個人情報保護に関する事項
- ⑧ 委託費の支払いに関する事項
- ⑨ 利用料金に関する事項
- ⑩ 指定管理者との負担区分
- ⑪ 事業報告に関する事項
- ⑫ 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑬ 指定期間満了時における原状回復義務
- ⑭ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑮ その他市が必要と認める事項

3 再委託

第三者への再委託については、「清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできない」とあります。(平成15年7月17日総行第87号総務省自治行政局長通知「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」第2.3.(2))

指定管理者は、指定管理施設の管理に係る業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならないものですが、清掃、警備、保守点検、施設の維持補修といった個々の具体的な業務は、市の事前の承諾を受けることによって再委託が可能となります。

V モニタリング

指定管理者による施設の管理運営及びサービスの提供に関し、市と指定管理者との間で締結した協定書や仕様書に基づき適正かつ確実に履行されているかどうかについて監視・チェックを行うものです。

1 市によるモニタリング

(1) 定期モニタリングの実施

施設所管課は、協定書に基づいて定期的に提出される事業報告書等の内容を確認します。

また、確認の上、必要に応じて実地調査等を行い、その結果、指定管理者による業務実施が仕様書やその他市が示した条件を満たしていない場合は、業務の改善を勧告します。

(2) 随時モニタリングの実施

次のような場合、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行います。

- ① 利用者に対し正当な理由がないのに施設の利用を拒んだり、不当な差別的取扱いがあったと認められるとき。
- ② 施設の形質を勝手に変更したと認められるとき。
- ③ 経営効率を重視する等のあまり要員の配置や施設の管理が当該施設の設置目的を効果的に達成するために適切なものとなっていないと認められるとき。
- ④ 承認料金制をとる場合、明らかに値下げ申請をすべき場合にもかかわらず、これを行わないとき。
- ⑤ 災害等緊急時において当該施設を使用しようとするとき。

2 指定管理者によるモニタリング

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、協定書に基づき、定期的に事業報告を提出します。

提出する事業報告及び提出時期は以下のとおりです。

	毎月	3箇月ごと	年度終了後
① 管理業務の実施状況	○	○	○
② 利用状況	○	○	○
③ 経理の状況		○	○
④ その他市が必要とするもの		○	○

(2) 利用者満足度調査の実施

指定管理者は、利用者からの意見、要望等を把握するため、協定書に基づき、利用者満足度調査を実施します。

実施結果については、速やかに施設所管課へ報告するとともに、調査結果を分析の上、必要な改善策を講じなければなりません。

また、改善策を実施した場合は、その内容を施設所管課へ報告するものとします。

なお、実施対象は、地域住民が専ら使用している施設であって、当該地域住民で組織する団体を指定管理者に指定し、管理運営を行っている施設は、利用者満足度調査の実施対象から除くこととします。

VI 指定の取消し等

1 指定の取消し及び業務停止の具体的事例

指定管理者が公の施設の管理を継続することが適当でない場合は、協定書に基づき、指定の取消しや業務の停止を行うことができます。

指定の取消しや業務の停止ができるのは、市が行う当該管理の業務に関する必要な事項が行われないときや、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき等で、具体的には、以下の場合となります。

- ① 業務の処理が著しく不適當であると明らかに認められたとき
- ② 正当な理由が無く甲との協議に従わないとき
- ③ その責めに帰すべき理由により関係法令等に違反したとき
- ④ 指定管理者の指定の取り消しを申し出たとき
- ⑤ 経営状況の悪化等により、指定管理業務を継続することが不可能又は著しく困難となったと認められるとき
- ⑥ 組織的な違法行為を行った場合、その他指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適當と判断される時
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの(以下「暴力団員等」という)であると分かったとき
- ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配するものであると分かったとき
- ⑨ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する恐れがあるものであると分かったとき
- ⑩ 団体の役員による団体資金の横領等の不正行為が行われていることが判明したとき
- ⑪ その他指定管理業務を行わせておくことが適当でない認められるとき

2 指定の取消し等に係る対応

指定の取消し及び業務の停止を行った場合の対応としては、施設を一時閉鎖する、又は一時的に市が直営するなどの対応を取りながら次の指定管理者選定事務を進めることとする。

なお、公募の審査結果において、基準点以上の次順位のものがある場合は、そのものと協議を行い、次期指定管理者を指定することとします。

3 指定期間の変更の手続き

指定期間中において、指定期間を変更する理由が生じた場合は、次の流れで手続きを行います。

あらかじめ施設所管課はモニタリング等を通じ、指定管理者の管理運営状況に問題がないことを確認しておくこととし、変更する方針を市政戦略会議に諮ることとします。

- ① 市から指定管理者に対し、指定期間変更を行おうとする理由及び変更後の指定期間終期を示し、業務を継続することが可能か否かの協議を行う。
- ② 議会に対し、指定期間変更の議案を提出する。
- ③ 議決後、市は指定期間の変更を指定管理者に通知し、告示を行う。
- ④ 変更前の指定期間中の日付において、変更協定を締結し、指定期間の終期を変更する。

4 留意事項

指定管理者の責めに帰すべき事由もなく指定を取り消すことはできません。

仮に、市が一方的に指定を取り消した場合は、取消訴訟や国家賠償法に基づく賠償請求の対象となり、また、民法上の不法行為に当たるとして賠償請求がなされることもあり得るので、対応には注意してください。

また、指定取消し後に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、原状回復と引継ぎを義務にしてください。

Ⅶ その他

1 準備業務

指定管理者が決定後、協定発効までの期間において、施設の管理運営に係る準備業務を行う場合、別途準備業務に係る契約を締結することとし、具体的には次のものが考えられます。

なお準備業務にかかる費用については、指定管理料とは別に経費を設定するものとします。

- ①必要書類作成業務
- ②各種印刷物作成業務
- ③備品選定補助業務
- ④施設貸し館仮受付業務
- ⑤施設管理運營業務
- ⑥事業実施計画作成業務
- ⑦広報宣伝業務
- ⑧市との連携・調整業務

2 自主事業

自主事業とは、指定管理者が指定管理施設において実施する自ら企画した業務であり、指定管理業務ではない業務をいいます。

指定管理者は、指定管理業務の実施を妨げない範囲において自主事業を行うことができます。

募集要項で自主事業に言及する場合は、「事業の実施にあたっては、施設利用が少ないことが見込まれる時期に実施する等、なるべく一般の利用を妨げることがないようにする。」等の文言を記載します。

自主事業の実施にあたっては、自主事業の目的が施設の設置目的外の場合、目的外使用許可の手続きが必要になります。

事業に係る経費は、指定管理者の自主採算とし、事業により生じるすべての収入は指定管理者の収入となります。

■ 別表（Ⅱ-4関係）

指定管理に係る人件費の積算について

職種	作業内容	1日当たり 単価	1時間当 たり単価
施設等の長及び 技術作業員など	その職の職位及びその者の就労経験等を考慮するほか、専門性、技術を要する作業	15,100円	1,880円
一般職(a)及び 高度作業員など	その者の就労経験等を考慮するほか、高度な技術及び肉体条件を有する作業	9,800円	1,220円
一般職(b)及び 普通作業員など	その者の就労経験等を考慮するほか、通常の技術及び肉体条件を有する作業	9,200円	1,150円
一般職(c)及び 軽作業員Aなど	その者の就労経験を考慮するほか、相当程度の場所における軽作業	8,500円	1,060円
軽作業員B	一般的な軽作業	8,000円	1,000円

※久慈市一般行政職（一般職の職員の給与に関する条例）及び労務職（労務職員の給与に関する規則）の給料表を用いて算定した。

なお、一般職の（a）、（b）、（c）については以下のとおりとする。

- （a）一般職（勤続年数10年程度を想定）
- （b）一般職（勤続年数5年程度を想定）
- （c）一般職（勤続年数1年程度を想定）

※上記の単価については、令和6年度以降に指定管理を行う施設等から適用するものとし、今後の社会情勢及び給与改定等を考慮しながら、必要に応じて見直しを行うこととする。

■ 主な関係法令・通知等

○地方自治法

(昭和二十二年四月十七日)

(法律第六十七号)

(公の施設)

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2～6 略

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8～9 略

(歳入の徴収又は収納の委託)

第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 寄附金
- 六 貸付金の元利償還金
- 七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2～4 略

(前金払)

第百六十三条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 一 略
- 二 補助金、負担金、交付金及び委託費
- 三～八 略

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

各都道府県知事殿

総務省自治行政局長

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要がある、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

また、指定管理者制度と地方独立行政法人制度との関係等については、「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第86号、総行公第39号、総財公第61号、総財務第71号、15文科高第275号総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）を参照してください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、地方公共団体の内部組織に関する規定及び公の施設の指定管理者制度の適正な運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、施行に当たって留意すべき事項については、政令、省令等と併せ後日お示しします。

記

第1 地方公共団体の内部組織に関する事項

1 改正の趣旨及び留意点

- (1) 今般の改正は、都道府県の自主組織権を尊重する観点から、都道府県の局部数の法定制を廃止し、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を自主的に設けることができることとし、この場合において、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めることとしたものであること。（第158条第1項関係）
- (2) 地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものであること。すなわち、組織の改編を行うに当たっては、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来のあり方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいこと。（第158条第2項関係）

2 地方公共団体の内部組織のあり方に関する事項

第158条第1項の地方公共団体の長の直近下位の内部組織とは、地方公共団体の長の権限に属する事務を分掌するために設けられる最上位の組織を意味するものであり、局又は部若しくはこれに準ずる組織の名称如何にかかわらず、条例で定めることが必要となるものであること。（第158条第1項関係）

3 条例の制定又は改廃をした場合の届出に関する事項

- (1) 上記2の条例を制定し又は改廃したときは、都道府県にあっては総務大臣に、市町村にあっては都道府県知事に遅滞なく届け出るものとされたこと。（第158条第3項関係）
- (2) 上記(1)により総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない事項は、当該条例の要旨のほか、総務省令で定めるものであるが、その内容は、新旧対照表及び改正理由並びに当該地方公共団体の組織図（当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織を示すもの）を予定しているものであること。

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

- (1) 今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条の2第3項関係）
- (2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）
- (3) 指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ① 「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。

なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

 - ア 住民の平等利用が確保されること。
 - イ 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ② 「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③ 「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2) 旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）
- (3) 指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1) 「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）
- (2) 清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3) 指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮されたいこと。
その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付総行情第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。（改正法附則第1条関係）
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。（改正法附則第2条関係）

各都道府県知事殿

総務省自治行政局長

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の公布について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成15年政令第374号）、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第375号。以下「改正令」という。）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第111号。以下「改正規則」という。）は、平成15年8月29日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）、改正令及び改正規則は、平成15年9月2日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成15年7月17日付け総行行第87号総務省自治行政局長通知）により示したところですが、改正令及び改正規則の内容は、改正法の施行に伴う規定の整備のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第221条第3項に規定する普通地方公共団体の長の調査等及び法第199条第7項後段に規定する監査委員による監査の対象となる法人の範囲を改めたものです。

貴職におかれては、下記事項及び上記通知に示した事項に留意の上、改正法による地方公共団体の内部組織に関する事項及び公の施設の指定管理者制度の施行が円滑に行なわれるとともに、地方公共団体が資本金等の出資をしている法人に対する長の調査等及び監査委員による監査が適切に運用されるよう格別の配慮をされますようお願いいたします。なお、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第一 地方公共団体の内部組織に関する事項（略）

第二 公の施設に関する事項

改正法の施行に伴い、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則中、公の施設の管理受託者に関する規定を削除したほか、その他関係政令の規定について所要の整備を行なったものであること。（令第173条の3、則第17条、改正令附則第9条関係）

（以下、略）

事務連絡
平成16年4月22日

各都道府県担当部局
(公の施設担当課・市町村担当課扱い)
各指定都市担当部局

総務省自治行政局行政課

市町村の合併に際しての公の施設の指定管理者制度に係る経過措置の解釈について
(通知)

市町村の合併に際しての公の施設の指定管理者制度に係る経過措置については、下記のとおり解釈していただくようお願いいたします。

また、市町村担当課におかれましては、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

記

(問)

合併により合併前の市町村における管理委託条例が失効した場合であっても、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)の施行の日(平成5年9月2日)から起算して3年を経過する日までの間であれば、同法附則第2条に規定する経過措置の対象となる公の施設については、同法による改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定がなおその効力を有していることから、合併後の市町村においても、従前の管理委託制度に則った条例を定め、従来どおり管理委託契約を締結することができる、と解釈してよろしいか。

(答)

お見込みのとおり。

各都道府県知事殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について（通知）

地方自治法第244条に規定する公の施設の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、指定管理者制度が導入されたところですが、平成18年9月1日をもって平成15年改正法附則第2条に規定する経過措置期間が終了し、地方公共団体は、公の施設について自らが直接管理を行うか、指定管理者による管理を行うかのいずれかによることとなったところです。また、指定管理者の導入の状況については、別添のとおり「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」として公表しました。

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用にあたっては、引き続き、下記の点に留意の上、運用されるようお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 公の施設の管理については、既に指定管理者制度を導入している施設も含め、引き続き、そのあり方について検証及び見直しを行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- 2 指定管理者の選定手続については、透明性の高い手続が求められることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続等について適時に必要な情報開示を行うこと等に努めること。

各都道府県知事殿

総務事務次官

平成20年度地方財政の運営について（抄）

第一 財政運営の基本的事項

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

(8) 指定管理者制度の運用

平成15年度に導入された指定管理者制度は、導入後5年を経過し新たな指定管理者選定に入ろうとしている団体が多いと見込まれるところであり、運用に当たっては以下の事項に留意し、そのあり方について検証及び見直しを行われたい。

ア 指定管理者の選定の際の基準設定に当たっては、公共サービスの水準の確保という観点が必要であること。

イ 指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要であること。

ウ 指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。また、委託料については、適切な積算に基づくものであること。

指定管理者制度の運用上の留意事項

○指定管理者の選定過程に関する留意事項

- ・ 指定管理者を選定する際の基準設定に当たって、事業計画書に沿った管理を安定して行うことが可能な人的能力・物的能力を具体的に反映させているか
- ・ 複数の申請者に事業計画書を提出させることなく、特定の事業者を指定する際には、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たしているか
- ・ 選定委員会のあり方（選定の基準等）について説明責任を果たしているか
- ・ 選定委員には施設の行政サービス等に応じた専門家等が確保されているか
- ・ 情報公開等を十分行い、住民から見て透明性が確保されているか

○指定管理者に対する評価に関する留意事項

- ・ 評価項目、配点等について客観性・透明性が確保されているか
- ・ モニタリングの数値、方法等について客観性・透明性が確保されているか
- ・ モニタリングに当たり、当該行政サービス等に応じた専門家等の意見を聴取しているか
- ・ 評価する施設の態様に応じた適切な評価を実施しているか
- ・ 評価結果についての必要な情報公開がされているか

○指定管理者との協定に関する留意事項

- ・ 施設の種別に応じた必要な体制（物的・人的）に関する事項を定めているか
- ・ 損害賠償責任の履行の確保に関する事項（保険加入等）を定めているか
- ・ 指定管理者変更に伴う事業の引継ぎに関する事項が定められているか
- ・ 修繕費等の支出について、指定管理者と適切な役割分担の定めがあるか
- ・ 自主事業と委託事業について明確な区分が定められているか

○委託料等の支出に関する留意事項

- ・ 指定管理者に利益が出た場合の利益配分のあり方等を公募の際の条件として可能な範囲で明示しているか
- ・ 地方公共団体側の事情で予算（委託料等）が削減された場合等を想定し、指定管理者側と協議の場を設ける等適切な定めが協定等にあるか
- ・ 委託料の支出にあたり選定の基準（人的・物的能力等）等に応じた適切な積算がなされているか
- ・ 利用料金の設定に当たっては、住民に対するサービス提供のあり方を勘案し適正な料金設定となるよう留意しているか

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとするものとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。

- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

○公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例

(平成 18 年 3 月 6 日)

(条例第 54 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公の施設に係る指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第 2 条 法人その他の団体であつて指定管理者の指定を受けようとするもの(以下「指定申請法人等」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添付して、指定管理者の指定を受けようとする公の施設を管理する市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が定める日までに、市長等に提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理に関する計画(以下「管理計画」という。)を記載した書類
- (2) 指定申請法人等に係る経営状況及び業務内容を明らかにすることができる書類
- (3) その他市長等が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第 3 条 市長等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適当と認める指定申請法人等を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 管理計画に基づく管理により当該公の施設における市民の平等な利用の確保が図られるものであること。
- (2) 管理計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- (3) 指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること。
- (4) その他市長等が別に定める基準

(指定等の告示)

第 4 条 市長等は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(管理の原則)

第 5 条 指定管理者は、その管理する公の施設における市民の平等な利用の確保を図るとともに、当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるよう、管理計画に基づき当該公の施設を適正に管理しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第 6 条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後速やかに、同日の属する年度の開始の日から当該指定を取り消された日までの期間についての事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況に関する事項
- (2) 利用状況に関する事項
- (3) 経理の状況に関する事項
- (4) その他市長等が必要と認める事項

(原状回復義務等)

第 7 条 指定管理者は、当該指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消されたときは、市長等の指示するところにより、その管理を行わなくなった公の施設の施設又は設備を原状に回復しなければならない。

第 8 条 指定管理者は、その管理する公の施設の施設、設備、資料又は美術品を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長等の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第 9 条 指定管理者の役員若しくは当該指定管理者に係る公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらの者であった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年久慈市条例第 24 号)又は公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年山形村条例第 4 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

3 施行日の前日において、合併前の条例の規定により指定管理者に管理を行わせていた合併前の久慈市又は山形村の公の施設のうち施行日に本市の公の施設となったもの(施行日以後引き続き指定管理者に管理を行わせるものに限る。以下「承継管理施設」という。)の管理を行わせる指定管理者として指定されていた法人その他の団体(その指定の期間の末日が施行日の前日とされていたものを除く。)は、施行日からその指定の期間の末日(その日前に法 244 条の 2 第 11 項の規定に基づきその指定を取り消されたときは、その取り消された日)までの間、それぞれ、合併前の条例の規定により指定管理者として指定されていた承継管理施設についてこの条例第 3 条第 1 項の議会の議決を経て指定された当該承継管理施設の管理を行わせる指定管理者とみなす。

4 前項の規定により承継管理施設の管理を行わせる指定管理者とみなされる法人その他の団体について、同項に規定する期間中に合併又は分割(当該指定管理者としての業務の全部を承継させるものに限る。)があったときは、合併後存続する法人その他の団体若しくは合併により設立された法人その他の団体又は分割により当該指定管理者としての業務の全部を承継した法人その他の団体は、当該指定管理者とみなされる法人その他の団体の当該指定管理者としての地位を承継するものとする。